



愛媛県報

令和7年12月16日火曜日 第671号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇
告 示

- 地方自治法の規定に基づく公金事務の委託 (長寿介護課) ... 969
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等 (経営支援課) ... 969
- 地籍調査の成果の認証 (農政課) ... 970
- 保安林予定森林にする旨の通知 (森林整備課) ... 970
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) ... 970

公営企業告示

- 落札者等の告示 (公営企業管理局総務課) ... 971

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1061号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和7年12月16日

愛媛県知事 中村時広

名 称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指 定 日	委託をした日	委 託 期 間
伊予鉄総合企画株式会社	愛媛県松山市三番町四丁目9番地5	訪問介護事業所等緊急支援金業務	令和7年12月2日	令和7年12月2日	令和7年12月2日から 令和8年3月19日まで

○愛媛県告示第1062号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和7年12月16日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変更の年月日	届年月日
ドン・キホーテ松山店	松山市土居田町133番地1外	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹	株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 鈴木康介	令和7年9月26日	令和7年12月5日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1063号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年12月16日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
宇和島市	高串の第13	令和5年度から 令和6年度まで	宇和島市（高串の 第13）の地籍図及 び地籍簿
新居浜市	芋野の一部、成 の一部	令和5年度から 令和6年度まで	新居浜市（芋野の 一部、成の一部） の地籍図及び地籍 簿
西条市	大保木の第1	令和5年度から 令和6年度まで	西条市（大保木の 第1）の地籍図及 び地籍簿
大洲市	宇津第9計画区	令和5年度から 令和6年度まで	大洲市（宇津第9 計画区）の地籍図 及び地籍簿
新居浜市	一宮町一丁目、 一宮町二丁目	令和5年度から 令和6年度まで	新居浜市（一宮町 一丁目、一宮町二 丁目）の地籍図及 び地籍簿

2 認証年月日

令和7年12月16日

○愛媛県告示第1064号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年12月16日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

西予市城川町窪野373の2、375から379まで、381、382の1から382の7まで、383から386まで、388から390まで、391の1から391の3まで、1170、1171、1172の1から1172の5まで、1173、1174、1175の1から1175の3まで、1176、1183

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

窪野373の2・375・376・1176・1183（以上5筆について
次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所
在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以
上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1065号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び市役所において縦覧に供する。

令和7年12月16日

愛媛県知事 中村時広

西の江地区

次に掲げる座標の土地に存する標柱1号から標柱26号までを順次結んだ線及び標柱26号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

座 標	標 柱
北緯33度59分12秒0862、東経133度24分39秒7922	1号
北緯33度59分13秒6835、東経133度24分39秒9267	2号
北緯33度59分13秒9407、東経133度24分40秒0267	3号
北緯33度59分14秒2021、東経133度24分39秒5370	4号
北緯33度59分16秒9386、東経133度24分36秒2034	5号
北緯33度59分17秒7193、東経133度24分36秒6943	6号
北緯33度59分18秒3443、東経133度24分39秒0906	7号
北緯33度59分19秒4780、東経133度24分40秒0964	8号
北緯33度59分20秒5601、東経133度24分40秒3712	9号
北緯33度59分21秒5762、東経133度24分41秒1000	10号
北緯33度59分21秒4905、東経133度24分42秒0417	11号
北緯33度59分20秒4448、東経133度24分45秒1411	12号
北緯33度59分20秒1452、東経133度24分46秒0289	13号
北緯33度59分19秒3701、東経133度24分45秒0179	14号
北緯33度59分18秒5470、東経133度24分44秒5420	15号
北緯33度59分18秒1032、東経133度24分43秒9841	16号
北緯33度59分17秒3876、東経133度24分44秒2875	17号
北緯33度59分16秒5520、東経133度24分44秒0760	18号
北緯33度59分16秒0252、東経133度24分42秒3798	19号
北緯33度59分15秒1329、東経133度24分42秒9892	20号
北緯33度59分13秒8473、東経133度24分43秒2982	21号
北緯33度59分12秒3559、東経133度24分42秒9998	22号
北緯33度59分11秒8833、東経133度24分41秒4104	23号
北緯33度59分11秒0160、東経133度24分40秒9221	24号
北緯33度59分11秒2144、東経133度24分40秒0558	25号
北緯33度59分11秒6093、東経133度24分39秒7520	26号

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第14号

次のとおり落札者を決定した。

令和7年12月16日

愛媛県公営企業管理者 東野政隆

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
手術用顕微鏡システム（耳鼻咽喉科）1式 (県立中央病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2F	令和7年12月3日	株式会社カワニシ 松山支店 愛媛県松山市枝松五丁目6番45	54,900,000円	一般競争入札	令和7年10月21日